

## 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（概要）

### 1. 改正の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 36 号。以下「改正法」という。）の一部の施行（改正法の公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日施行分）に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）の規定の整備等を行うもの。

### 2. 改正内容

#### （1）障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則関係

- 改正法により、障害者雇用促進法第 38 条第 6 項及び第 43 条第 9 項として、対象障害者の確認についての規定を新設したことに伴い、これらの規定において厚生労働省令で定めることとされている対象障害者であるかどうかの確認のための書類について規定する。
- 改正法により、障害者雇用促進法第 40 条第 2 項として、国等の任命権者による任免状況の公表の規定を新設したことに伴い、同項において厚生労働省令で定めることとされている公表内容等について規定する。
- 改正法により、障害者雇用促進法第 78 条第 1 項として、国等の任命権者による障害者雇用推進者の選任の規定を新設したことに伴い、同項において厚生労働省令で定めることとされている選任方法について規定する。
- 改正法により、障害者雇用促進法第 79 条第 1 項として、国等の任命権者による障害者生活相談員の選任の規定を新設したことに伴い、同項において厚生労働省令で定めることとされている選任基準となる障害者数等について規定する。
- 改正法により、障害者雇用促進法第 81 条第 2 項として、国等の任命権者に対する免職の届出の規定を新設したことに伴い、同項において厚生労働省令で定めることとされている免職の届出方法等について規定する。
- 改正法により、障害者雇用促進法第 81 条の 2 として、書類の保存の規定を新設したことに伴い、同項において厚生労働省令で定めることとされている保存する書類等について規定する。
- 改正法により、第 38 条第 7 項等を新設したことに伴い、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 46 条で規定している権限の委任について所要の規定の整備を行う。

- ・ 条項ずれの手当等を行う。

(2) 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令関係

改正法により、障害者雇用促進法第 81 条の 2 として、電磁的記録を含む書類保存の規定を新設したことに伴い、所要の規定の整理を行う。

### 3. 根拠法令

障害者雇用促進法第 38 条第 6 項、第 40 条第 2 項、第 43 条第 9 項、第 48 条第 4 項及び第 9 項、第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項、第 81 条第 2 項、第 81 条の 2 並びに第 84 条

### 4. 施行期日等

公 布 日 令和元年 8 月下旬

施行期日 改正法の公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において  
政令で定める日